

「電磁波による身体・環境等への影響」に関する環境省への質問状および回答

携帯電話基地局や送電線、家電製品、携帯電話機などから発生する電磁波に反応し、頭痛、不眠、めまい、吐き気、疲労感、食欲不振、記憶力の低下、集中困難など、さまざまな症状に襲われる「電磁波過敏症」が世界的に増えていると言われており、その有病率は2017年に総人口の50%を越えると予測している研究者もいます。

また、上記のような身体影響を懸念してか、携帯電話基地局の新規設置等において、周辺住民の方々のよる反対運動等が起こり、その結果として携帯電話基地局の新規設置を見合わせるなどの事案が発生しています。

このような状況のもと、電磁波による身体・環境への影響に関して、下記のとおり質問事項をお示しいたします。

【質問 1】

WHO（世界保健機関）は、超低周波電磁界の健康影響について正式見解として、2007年6月に「ファクトシート No. 322」を公表するとともに専門家チームの見解として報告書（EHC No.238）を公表し、“0.3~0.4 μ T といった低いレベルの磁界に長期間曝露されることによる健康影響については、疫学調査（症例対照研究）において、小児白血病が倍増するという一貫したパターンが示される。”（原子力安全・保安部会 電力安全小委員会 電力設備電磁界対策ワーキンググループ（報告書）より）と示されました。

このような動向をふまえ、日本でも生活環境上の電磁波による身体影響に係る“暴露指針値”等の検討、設定が必要だと思いますが、環境省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 1】

国際的な専門家グループの見解としてWHO（世界保健機関）から公表された「EHC No.238」では、小児白血病と0.3~0.4 μ T を超える平均磁界ばく露との間の一貫した関連性は、偶然、選択バイアス、誤分類、その他の交絡因子によるものか、あるいは実際の因果関係によるものである可能性があるという考え方が記述されています。一方、WHOの正式見解として公表された「ファクトシート 332」では、居住環境での0.3~0.4 μ T を超える商用周波数磁界への平均ばく露に関して小児白血病が倍増するという一貫したパターンが示されるとしているものの、潜在的な選択バイアス等の手法上の問題があること、低レベルのばく露ががんの進展に關与することを示す生物物理学的メカニズムがないことから、全体として、低レベルの磁界のばく露が小児白血病に關連する証拠は因果関係と見なせるほど強いものではない、と結論づけています。

このように、低レベルの磁界ばく露による長期的な健康影響について、現時点では因果関係とみなせるほど強い科学的証拠は認められていないことから、今後も超低周波電磁界の健康影響に関する国内外の科学的知見の収集を行っていきたいと考えております。

【質問 2】

最近、携帯電話基地局の新規設置等において、周辺住民の方々のよる反対運動等が起こり、その結果として携帯電話基地局の新規設置を見合わせるなどの事案が発生しており、市民（住民）の合意を条例化した自治体もあります。今後このようなケースもさらに増加するものと思われ、その回避のためには“身体・環境影響評価（アセス）”の制度化が必要だと思いましたが、環境省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 2】

総務省において、無線局の免許にあたって、人体への影響を考慮した「電波の安全基準」に基づいて行っているところであり、必要な措置を行っておられるとお認識しております。

【質問 3】

今後、電磁波による身体影響を防止するための施策等を進めるためには、生活環境上の実態調査が不可欠であると考えます。学校・幼稚園・保育園・病院・住宅などとその周辺等における電磁波暴露の実態調査ならびに、市民から電磁波による身体影響の訴えがあった場合には疫学的な調査等の実施が必要だと思いましたが、環境省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 3】

電磁界による健康影響については、特定の地域で疫学調査を行うことに科学的根拠は薄いと考えられ、環境省としては、引き続き国内外の科学的知見の収集を行っていきたいと考えております。

【質問 4】

スウェーデンでは、電磁波過敏症を“障害”の一つとして認め、発症者の自宅の電気ケーブルを電磁波漏洩の少ないタイプに替えたり、屋外から侵入する高周波電磁波を遮蔽する工事を行うなどのほか、労働環境においても発症者が働けるよう、雇用主は職場の蛍光灯を白熱灯に換えたり、デジタルコードレス電話を撤去するなどの対応が取られていると報告されています。

国内でも、厚生労働科学研究において電磁波過敏症の症例や健康影響に係る研究が紹介され、“先進国では、電磁波の健康障害性が明らかになっている現在、日本でもそれらの結果を真摯に受け止めて患者救済に努力する必要がある点を強調する。”、“日本で電磁波の障害はないと言い切るデータは我々医学者及び工学者は持っていない。”と示されています。

電磁波に過敏な方々に対して、その自立を促すためにも生活環境を改善することが必要であり、それを行政や事業者、市民などの協力のもとに進めることが求められ、また医療や介助など社会保障についても検討すべきだと思いましたが、環境省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 4】

WHO(世界保健機関)が公表している「ファクトシート 296」では、「電磁過敏症(EHS)は、明確な診断基準を持たず、EHSの症状が電磁界ばく露と関連するような科学的根拠はありません。さらに、EHSは医学的診断でもなければ、単一の医学的問題を表しているかどうかははっきりとしていません。」とされています。

環境省としては、今後も引き続き国内外の科学的知見の集積を図っていきたいと考えております。

【質問 5】

2000年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が制定され、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて多様な情報又は知識の共有化による社会の形成は市民社会においても重要だと考えます。しかし、一方でその安全性に関する評価等も必要だと思いますが、特に電磁波に関する身体・環境影響の評価について環境省としてどのようにお考えですか。取り組み事例(施策)や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 5】

電磁波の人体に対する影響については、国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)や電気電子学会(IEEE)等にて国際的なガイドラインが設けられており、我が国では、総務省の「生体電磁環境研究推進委員会」等にて評価が行われてきたところです。環境省としても、今後も総務省により適切な評価が行われるものと認識しております。

【質問 6】

気候変動・地球温暖化対策やエネルギー需給安定のため、石油代替エネルギー対策や省エネルギー対策などが進められ、代替燃料や新エネルギーに関する研究・開発(風力、バイオマス、小水力、燃料電池、など)は重要であると考えます。しかし、一方でその安全性に関する評価等も必要だと思いますが、特に電磁波に関する身体・環境影響の評価について環境省としてどのようにお考えですか。取り組み事例(施策)や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 6】

経済産業省によれば、電力設備(送電線、配電、変電設備)については、WHOが推奨する国際的ガイドラインに基づく規制を採用し、適切に規制を行っていく予定です。環境省としても、経済産業省により必要な措置が行われるものと認識しております。